



再エネおあずかりプラン

令和 8 年 11 月 1 日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

料金その他の供給条件の内容

再エネおあずかりプラン

I 本 則

1 対象となるお客さま

この料金表〔再エネおあずかりプラン〕（以下「この料金表」といいます。）は、電気需給約款〔低圧〕（以下「需給約款」といいます。）の適用を受け、原則として、次のいずれにも該当し、当社との協議が調ったお客さまを対象といたします。

- (1) 需要場所および当該需要場所と電氣的に接続している発電場所において、この料金その他の供給条件による需給契約（以下「当該需給契約」といいます。）と、再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（以下「受給契約要綱」といいます。）による受給契約（再生可能エネルギー固定価格買取制度の対象となる受給契約は除きます。以下「当該受給契約」といいます。）を締結していること。
- (2) 当社が、当社の定める方式により、4（契約種別および需給契約料金）により算定された料金（以下「需給契約料金」といいます。）、別表1（買取料金）によって算定された買取料金（以下「買取料金」といいます。）または需給契約料金から買取料金を差し引いた金額を請求でき、または支払えること。

2 料金表の変更

- (1) 当社は、次の場合には、この料金表を変更することがあります。この場合、当社は、実施期日および変更後の料金表〔再エネおあずかりプラン〕について、相当な予告期間をおいて、電磁的方法により周知するものとし、実施期日以降の電気料金その他の供給条件は、契約期間満了前であっても、変更後の料金表〔再エネおあずかりプラン〕によります。

イ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この料金表

を変更する必要が生じた場合

ロ 電源の調達価格の高騰その他経済情勢の変化等の合理的な理由により、当社がこの料金表を変更する必要があると判断した場合

- (2) 当社は、この料金表を変更しようとする場合、変更しようとする事項について、その変更に関し、契約締結前交付書面を交付し、または電磁的方法により提供し、説明いたします。

また、変更した事項、需給契約を変更した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地について、この料金表の変更後遅滞なく、契約締結後交付書面を交付し、または電磁的方法により提供いたします。

なお、その他の事項については、原則として契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付または電磁的方法による提供ならびに説明を省略いたします。

3 定 義

次の言葉は、この料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、主として夜時間に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される機器をいいます。

- (2) オフピーク蓄熱式電気温水器

オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有する機器であって、夜間蓄熱式機器に該当しないものをいいます。

4 契約種別および需給契約料金

- (1) 再エネおあずかりプラン〔時間帯別電灯（夜間 8 時間型）〕

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等（関東エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限りまゝ。）の電灯標準

接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、ハ（時間帯区分）に定める昼時間から夜時間への負荷移行が可能な需要で、この料金表の実施の際現に変更前の再エネおあずかりプラン（以下「旧料金表」といいます。）の再エネおあずかりプラン〔時間帯別電灯（夜間 8 時間型）〕の適用を受けている場合または選択約款の時間帯別電灯〔夜間 8 時間型〕（以下「時間帯別電灯（夜間 8 時間型）」といいます。）の適用を受けている場合に適用いたします。

ロ 契 約 容 量

契約容量は、この料金表による電気の供給を受ける前に電気の供給を受けている場合、この料金表による電気の需給契約の申込みの際の契約容量を基準として定めます。ただし、これによりがたい場合は、Ⅱ（実施細目）1（契約容量）にもとづき契約容量を定めます。

ハ 時 間 帯 区 分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(イ) 昼 時 間

毎日午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。

(ロ) 夜 時 間

昼時間以外の時間をいいます。

ニ 需 給 契 約 料 金

需給契約料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金（以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」といいます。）の合計に(9)に定めるおあずかりサービス料金を加えたものといたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表 2（燃料費調整）(1) ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

a 契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契 約 に つ き	1,956円36銭
-------------	-----------

b 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	3,260円60銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	392円06銭

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a 昼 時 間

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	31円85銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	39円15銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	43円67銭

b 夜 時 間

1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	28円90銭
---------------------	--------

(ハ) 最 低 月 額 料 金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金および電力量料金の合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の需給契約料金は、次の最低月額料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および(9)に定めるおあずかりサービス料金の合計といたします。

1 契 約 に つ き	330円44銭
-------------	---------

(2) 再エネおあずかりプラン〔時間帯別電灯（夜間10時間型）〕

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等（関東エリアを供給区域

とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限ります。)の電灯標準
接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお
客さまで、ハ(時間帯区分)に定める昼時間から夜時間への負荷移行が
可能な需要で、この料金表の実施の際現に旧料金表の再エネおあずかり
プラン[時間帯別電灯(夜間10時間型)]の適用を受けている場合また
は選択約款の時間帯別電灯[夜間10時間型](以下「時間帯別電灯(夜
間10時間型)」)といたします。)の適用を受けている場合に適用いたしま
す。

ロ 契 約 容 量

契約容量は、この料金表による電気の供給を受ける前に電気の供給を
受けている場合、この料金表による電気の需給契約の申込みの際の契約
容量を基準として定めます。ただし、これによりがたい場合は、Ⅱ(実
施細目)1(契約容量)にもとづき契約容量を定めます。

ハ 時 間 帯 区 分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(イ) 昼 時 間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

(ロ) 夜 時 間

昼時間以外の時間をいいます。

ニ 需 給 契 約 料 金

需給契約料金は、基本料金、電力量料金および再生可能エネルギー発
電促進賦課金の合計に(9)に定めるおあずかりサービス料金を加えたも
のといたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表2(燃料費調整)
(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。
ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたし
ます。

a 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契 約 に つ き	1,956円36銭
-------------	-----------

b 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	3,260円60銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	392円06銭

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a 昼 時 間

最初の80キロワット時までの1キロワット時につき	33円83銭
80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	41円81銭
200キロワット時をこえる1キロワット時につき	46円76銭

b 夜 時 間

1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	29円04銭
---------------------	--------

(ハ) 最 低 月 額 料 金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金および電力量料金の合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の需給契約料金は、次の最低月額料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および(9)に定めるおあずかりサービス料金の合計といたします。

1 契 約 に つ き	330円44銭
-------------	---------

(3) 再エネおあずかりプラン [季節別時間帯別電灯]

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等（関東エリアを供給区域

とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限ります。)の電灯標準
接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお
客さまで、夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用す
る需要で、夜間蓄熱式機器の総容量(入力)またはオフピーク蓄熱式電
気温水器の総容量(入力)が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、
この料金表の実施の際現に旧料金表の再エネおあずかりプラン〔季節別
時間帯別電灯〕の適用を受けている場合または選択約款の季節別時間帯
別電灯(以下「季節別時間帯別電灯」といいます。)の適用を受けてい
る場合に適用いたします。

ロ 契 約 容 量

契約容量は、この料金表による電気の供給を受ける前に電気の供給を
受けている場合、この料金表による電気の需給契約の申込みの際の契約
容量を基準として定めます。ただし、これによりがたい場合は、Ⅱ(実
施細目)1(契約容量)にもとづき契約容量を定めます。

ハ 季節区分および時間帯区分

(イ) 季節区分は、次のとおりといたします。

a 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

b そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(ロ) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

a 昼 時 間

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。

b 朝 時 間

毎日午前7時から午前10時までの時間をいいます。

c 晩 時 間

毎日午後5時から午後11時までの時間をいいます。

d 夜 時 間

昼時間、朝時間および晩時間以外の時間をいいます。

ニ 需 給 契 約 料 金

需給契約料金は、基本料金、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計に(9)に定めるおあずかりサービス料金を加えたものといたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

a 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契 約 に つ き	1,956円36銭
-------------	-----------

b 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	3,260円60銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	392円06銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の季節別および時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a 昼 時 間

昼時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	43円98銭	40円49銭

b 朝 時 間

1キロワット時につき	35円92銭
------------	--------

c 晩 時 間

1キロワット時につき	35円92銭
------------	--------

d 夜 時 間

1キロワット時につき	28円90銭
------------	--------

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金および電力量料金の合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の需給契約料金は、次の最低月額料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および(9)に定めるおあずかりサービス料金の合計といたします。

1 契 約 に つ き	330円44銭
-------------	---------

(4) 再エネおあずかりプラン [スタンダードS]

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等（関東エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限ります。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。

ロ 契 約 電 流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、

当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ 需給契約料金

需給契約料金は、基本料金、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計に(9)に定めるおあずかりサービス料金を加えたものといたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	392円06銭
契約電流15アンペア	588円10銭
契約電流20アンペア	784円12銭
契約電流30アンペア	1,176円18銭
契約電流40アンペア	1,568円24銭
契約電流50アンペア	1,960円30銭
契約電流60アンペア	2,352円36銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円85銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円45銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円54銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金および電力量料金の合計

が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の需給契約料金は、次の最低月額料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および(9)に定めるおあずかりサービス料金の合計といたします。

1 契 約 に つ き	368円64銭
-------------	---------

(5) 再エネおあずかりプラン [スタンダードL]

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等（関東エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限ります。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約容量が6キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

ロ 契 約 容 量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、需給約款別表3（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ハ 需 給 契 約 料 金

需給契約料金は、基本料金、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計に(9)に定めるおあずかりサービス料金を加えたものといたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	392円06銭
-------------------	---------

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円85銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円45銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円54銭

(6) 再エネおあずかりプラン [スマートライフS]

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等（関東エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限ります。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用し、夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上の需要で、契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。

ロ 契 約 電 流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ 時 間 帯 区 分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(イ) そ の 他 時 間

夜時間以外の時間をいいます。

(ロ) 夜 時 間

毎日午前 1 時から午前 6 時までの時間をいいます。

ニ 需 給 契 約 料 金

需給契約料金は、基本料金、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計に(9)に定めるおあずかりサービス料金を加えたものといたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表 2（燃料費調整）

(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	392円06銭
契約電流15アンペア	588円10銭
契約電流20アンペア	784円12銭
契約電流30アンペア	1,176円18銭
契約電流40アンペア	1,568円24銭
契約電流50アンペア	1,960円30銭
契約電流60アンペア	2,352円36銭

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a そ の 他 時 間

1 キロワット時につき	35円81銭
-------------	--------

b 夜 時 間

1 キロワット時につき	27円91銭
-------------	--------

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金および電力量料金の合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の需給契約料金は、次の最低月額料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および(9)に定めるおあずかりサービス料金の合計といたします。

1 契 約 に つ き	368円64銭
-------------	---------

(7) 再エネおあずかりプラン [スマートライフL]

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等（関東エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限ります。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用し、夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上であり、契約容量が6キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

ロ 契 約 容 量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、需給約款別表3（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ハ 時 間 帯 区 分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(イ) そ の 他 時 間

夜時間以外の時間をいいます。

(ロ) 夜 時 間

毎日午前1時から午前6時までの時間をいいます。

ニ 需 給 契 約 料 金

需給契約料金は、基本料金、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計に(9)に定めるおあずかりサービス料金を加えたものといたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	392円06銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a その他時間

1キロワット時につき	35円81銭
------------	--------

b 夜 時 間

1キロワット時につき	27円91銭
------------	--------

(8) 再エネおあずかりプラン [スマートライフプラン]

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款等（関東エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限ります。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用し、夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上の需要であるものに適用いたします。

ロ 契約電力

各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月（特別の事情がある場合は、前11月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

なお、契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、算定された値が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットといたします。

- (イ) 新たに電気の供給を受ける場合は、需給契約料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と需給契約料金適用開始の日から前月まで（特別の事情がある場合は、需給契約料金適用開始の日から前月までの間でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この料金表により電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者等の供給設備を利用される場合には、この料金表による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上この料金表によって受けた電気の供給とみなします。
- (ロ) 需要場所における負荷設備を増加される場合等で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月（特別の事情がある場合は、前11月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月（特別の事情がある場合は、前11月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
- (ハ) 需要場所における負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大

需要電力と前11月（特別の事情がある場合は、前11月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、需要場所における負荷設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまとの協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまとの協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまとの協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

ハ 時 間 帯 区 分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(イ) そ の 他 時 間

夜時間以外の時間をいいます。

(ロ) 夜 時 間

毎日午前1時から午前6時までの時間をいいます。

ニ 需 給 契 約 料 金

需給契約料金は、基本料金、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計に(9)に定めるおあずかりサービス料金を加えたものといたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表2（燃料費調整）

(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	622円77銭
-----------------	---------

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a そ の 他 時 間

1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	35円81銭
---------------------	--------

b 夜 時 間

1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	27円91銭
---------------------	--------

(ハ) 最 低 月 額 料 金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金および電力量料金の合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の需給契約料金は、次の最低月額料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および(9)に定めるおあずかりサービス料金の合計といたします。

1 契 約 に つ き	368円64銭
-------------	---------

(9) おあずかりサービス料金

おあずかりサービス料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、当該需給契約または当該受給契約のいずれかが消滅した場合は、申し受けません。

1 契 約 に つ き	4,000円00銭
-------------	-----------

5 需給契約料金および買取料金の適用開始の時期

需給契約料金および買取料金の適用開始の日は、原則として計量期間等の始期といたします。

6 使用電力量の算定

- (1) 30分ごとの使用電力量は、お客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。
- (2) 需給契約料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を需給契約料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

なお、再エネおあずかりプラン〔時間帯別電灯（夜間8時間型）〕，再エネおあずかりプラン〔時間帯別電灯（夜間10時間型）〕，再エネおあずかりプラン〔スマートライフS〕，再エネおあずかりプラン〔スマートライフL〕および再エネおあずかりプラン〔スマートライフプラン〕の需給契約料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯別に、30分ごとの使用電力量を需給契約料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、需給契約料金の算定期間の夜時間の使用電力量は、需給契約料金の算定期間の使用電力量から夜時間を除く時間帯別の使用電力量の合計を差し引いた値といたします。

また、再エネおあずかりプラン〔季節別時間帯別電灯〕の需給契約料金の算定期間の季節別および時間帯別の使用電力量は、季節別および時間帯別に、30分ごとの使用電力量を需給契約料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、需給契約料金の算定期間の夜時間の使用電力量は、需給契約料金の算定期間の使用電力量から夜時間を除く季節別および時間帯別の使用電力量の合計を差し引いた値といたします。

- (3) 夜間蓄熱式機器の計量について特別の事情がある場合は、お客さまとの

協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量をその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、夜時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてシャ断していただきます。

7 需給契約料金および買取料金の算定

- (1) 需給契約料金および買取料金は、次の場合を除き、算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約電流、契約容量等を変更したことにより、需給契約料金に変更があった場合
 - ハ 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 最低月額料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、おあずかりサービス料金、買取料金および合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

8 日 割 計 算

当社は、7（需給契約料金および買取料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により需給契約料金を算定いたします。

- (1) 基本料金または最低月額料金は、別表2（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。
- (2) 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし、再エネおあずかりプラン〔時間帯別電灯（夜間8時間型）〕、再エネおあずかりプラン〔時間帯別電灯（夜間10時間型）〕、再エネおあずかりプラン〔スタンダードS〕および再エネおあずかりプラン〔スタンダードL〕の料金適用上の電力量区分については、別表2（日割計算の基本算式）(2)により日割計算をいたします。

- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
- (4) (1), (2)および(3)によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

9 料金の請求および支払い

当社は、需給約款23（料金その他の支払方法）および受給契約要綱19（料金等の支払方法）の定めにかかわらず、需給契約料金および買取料金を次により請求し、または支払うものいたします。

(1) 需給契約料金が買取料金を上回る場合

お客さまは、需給契約料金から買取料金を差し引いた金額を、原則として当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して需給契約料金から買取料金を差し引いた金額を立替えさせる方法により当社が指定する金融機関を通じて払い込みにより支払っていただきます。

(2) 需給契約料金が買取料金を下回る場合

当社は、買取料金から需給契約料金を差し引いた金額を、お客さまが指定する金融機関の指定口座に振込みによって支払います。

なお、買取料金から需給契約料金を差し引いた金額の支払いは、当社がその金融機関に振込みをしたときになされたものいたします。

10 契 約 期 間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約が成立した日から、廃止または解約により需給契約が消滅する日までといたします。
- (2) 当社がこの契約種別を終了する場合の契約期間の終期は、(1)にかかわらず、この契約種別を終了する日といたします。

なお、この場合には、この契約種別を終了する6月前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。

- (3) お客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(1)および(2)にかかわらず、原

則として当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

11 そ の 他

- (1) 需給約款33（解約等）による場合、または1（対象となるお客さま）を満たさなくなった場合、需給契約を解約することがあります。
- (2) 当社は、需給約款24（延滞利息）で定める延滞利息は申し受けません。
- (3) 需給契約料金適用開始の日以降1年目の日までは、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。
- (4) その他の事項については、需給約款または受給契約要綱の定めを準用するものとし、この料金表は、需給約款または受給契約要綱の定めに優先して適用いたします。
- (5) この料金表の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 契 約 容 量

本則 4 (契約種別および需給契約料金) (1) ロ, (2) ロおよび(3) ロにおける, 申込みの際の契約容量を基準として定めるによりがたい場合の契約容量は, 次のとおり定めるものといたします。

(1) 契約容量は, 原則として需給約款15 (スタンダードプラン) (3) に準じて定めます。

(2) 夜間蓄熱式機器を使用される場合の契約容量は, (1) にかかわらず, 原則として, 次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は, イによってえた値とし, それ以外の場合は, 次の算式によって算定された値といたします。

イによってえた値+ロによってえた値×0.1

イ 契約上使用できる負荷設備 (以下「契約負荷設備」といいます。)のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて, 原則として需給約款のスタンダードLの契約容量決定方法に準じてえた値

ロ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量 (入力)

(3) お客さまが希望され, かつ, 当該一般送配電事業者等の電流制限器を取り付けることが適当と認められる場合は, 契約容量は, 電流制限器の定格電流値にもとづき次式により算定いたします。

$$\text{入力(キロワットアンペア)} = \text{電流制限器の定格電流(アンペア)} \times 100\text{ワット} \times \frac{1}{1,000}$$

なお, 電流制限器とは, 需給約款15 (スタンダードプラン) (1) ロ(ロ)における電流制限器をいいます。

また, お客さまが希望され, かつ, 電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は, 契約容量は, その制限される電流値にもとづき次式により算定いたします。

$$\text{入力(キロワットアンペア)} = \text{制限される電流(アンペア)} \times 100\text{ワット} \times \frac{1}{1,000}$$

- (4) 夜間蓄熱式機器を使用される場合で、お客さまが希望され、かつ、夜間蓄熱式機器以外の機器について、当該一般送配電事業者等の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められるときは、(2)イの値は、(3)に準じて算定いたします。

2 夜間蓄熱式機器

- (1) 夜間蓄熱式機器とは、本則 3（定義）(1)に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- (2) 本則 3（定義）(1)の「主として夜時間に通電する機能」とは、お客さままたは当該一般送配電事業者等が当該機器への主たる通電時間を夜時間とすることのできる装置を取り付けた場合を含みます。
- (3) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、お客さまが無断で夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、当社は、需給約款33（解約等）に準じて需給契約を解約することがあります。

- (4) 当社は、本則 3（定義）(1)に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

3 オフピーク蓄熱式電気温水器

- (1) オフピーク蓄熱式電気温水器とは、本則 3（定義）(2)に該当する貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。
- (2) オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、お客さまが無断でオフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、当社は、需給約款33（解約等）に準じて需

給契約を解約することがあります。

- (3) 当社は、本則 3（定義）(2)に定めるオフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

附 則

1 実 施 期 日

この料金表は、令和 8 年11月 1 日から実施いたします。

2 この料金表の実施にともなう切替措置

(1) 需 給 契 約 料 金

この料金表実施の日を含む需給契約料金の算定期間の需給契約料金の算定にあたっては、本則 7（需給契約料金および買取料金の算定）および本則 8（日割計算）に準じて日割計算を行ない、需給契約料金を算定いたします。ただし、おあずかりサービス料金の日割計算は、次によるものいたします。

$$\text{おあずかりサービス料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

(2) 買 取 料 金

この料金表実施の日を含む買取料金の算定期間の買取料金は、別表 1（買取料金）(1)または(2)にかかわらず、次のとおり算定いたします。

イ おあずかり買取料金

おあずかり買取料金は、おあずかりサービス電力量およびおあずかりサービス料金率によって算定いたします。ただし、おあずかりサービス電力量に需給約款別表 2（燃料費調整）(1)ハを適用して算定される燃料費調整額を加えたものいたします。

(i) おあずかりサービス電力量

おあずかりサービス電力量は、当該需給契約におけるその 1 月の使用電力量、当該受給契約におけるその 1 月の受給電力量および次のおあずかりサービス上限電力量のうちいずれか小さい値といたします。

おあずかりサービス上限電力量	250 キロワット時
----------------	------------

(ロ) おあずかりサービス料金率

おあずかりサービス料金率は、当該需給契約の契約種別によって次のとおりといたします。

a 再エネおあずかりプラン〔時間帯別電灯（夜間 8 時間型）〕の場合

Aまでの 1 キロワット時につき	43円67銭
AをこえAおよびBの合計までの 1 キロワット時につき	43円62銭
AおよびBの合計をこえA, BおよびCの合計までの 1 キロワット時につき	39円15銭
A, BおよびCの合計をこえA, B, CおよびDの合計までの 1 キロワット時につき	39円10銭
A, B, CおよびDの合計をこえA, B, C, DおよびEの合計までの 1 キロワット時につき	31円85銭
A, B, C, DおよびEの合計をこえA, B, C, D, EおよびFの合計までの 1 キロワット時につき	31円80銭
A, B, C, D, EおよびFの合計をこえA, B, C, D, E, FおよびGの合計までの 1 キロワット時につき	28円90銭
上記をこえる 1 キロワット時につき	28円85銭

A＝その 1 月の使用電力量のうち、本則 4（契約種別および需給契約料金）(1)ニ(ロ) a の電力量料金のうち230キロワット時をこえる 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される使用電力量

B＝その 1 月の使用電力量のうち、旧料金表本則 4（契約種別および需給契約料金）(1)ニ(ロ) a の電力量料金のうち230キロワット時をこえる 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される使用電力量

C＝その 1 月の使用電力量のうち、本則 4（契約種別および需給契約料金）(1)ニ(ロ) a の電力量料金のうち90キロワット時をこえ230キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される使用電力量

D＝その 1 月の使用電力量のうち、旧料金表本則 4（契約種別および

需給契約料金) (1)ニ(ロ) a の電力量料金のうち90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される使用電力量

E＝その1月の使用電力量のうち、本則4（契約種別および需給契約料金) (1)ニ(ロ) a の電力量料金のうち最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される使用電力量

F＝その1月の使用電力量のうち、旧料金表本則4（契約種別および需給契約料金) (1)ニ(ロ) a の電力量料金のうち最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される使用電力量

G＝その1月の使用電力量のうち、本則4（契約種別および需給契約料金) (1)ニ(ロ) b の電力量料金が適用される使用電力量

b 再エネおあずかりプラン〔時間帯別電灯（夜間10時間型）〕の場合

Aまでの1キロワット時につき	46円76銭
AをこえAおよびBの合計までの1キロワット時につき	46円71銭
AおよびBの合計をこえA，BおよびCの合計までの1キロワット時につき	41円81銭
A，BおよびCの合計をこえA，B，CおよびDの合計までの1キロワット時につき	41円76銭
A，B，CおよびDの合計をこえA，B，C，DおよびEの合計までの1キロワット時につき	33円83銭
A，B，C，DおよびEの合計をこえA，B，C，D，EおよびFの合計までの1キロワット時につき	33円78銭
A，B，C，D，EおよびFの合計をこえA，B，C，D，E，FおよびGの合計までの1キロワット時につき	29円04銭
上記をこえる1キロワット時につき	28円99銭

A＝その1月の使用電力量のうち、本則4（契約種別および需給契約料金) (2)ニ(ロ) a の電力量料金のうち200キロワット時をこえる1キロワット時当たりの電力量料金が適用される使用電力量

B＝その1月の使用電力量のうち、旧料金表本則4（契約種別および需給契約料金）(2)ニ(㍑) a の電力量料金のうち200キロワット時をこえる1キロワット時当たりの電力量料金が適用される使用電力量

C＝その1月の使用電力量のうち、本則4（契約種別および需給契約料金）(2)ニ(㍑) a の電力量料金のうち80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される使用電力量

D＝その1月の使用電力量のうち、旧料金表本則4（契約種別および需給契約料金）(2)ニ(㍑) a の電力量料金のうち80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される使用電力量

E＝その1月の使用電力量のうち、本則4（契約種別および需給契約料金）(2)ニ(㍑) a の電力量料金のうち最初の80キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される使用電力量

F＝その1月の使用電力量のうち、旧料金表本則4（契約種別および需給契約料金）(2)ニ(㍑) a の電力量料金のうち最初の80キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される使用電力量

G＝その1月の使用電力量のうち、本則4（契約種別および需給契約料金）(2)ニ(㍑) b の電力量料金が適用される使用電力量

c 再エネおあずかりプラン〔季節別時間帯別電灯〕の場合

Aまでの1キロワット時につき	43円98銭
AをこえAおよびBの合計までの1キロワット時につき	43円93銭
AおよびBの合計をこえA，BおよびCの合計までの1キロワット時につき	40円49銭
A，BおよびCの合計をこえA，B，CおよびDの合計までの1キロワット時につき	40円44銭
A，B，CおよびDの合計をこえA，B，C，DおよびEの合計までの1キロワット時につき	35円92銭
A，B，C，DおよびEの合計をこえA，B，C，D，EおよびFの合計までの1キロワット時につき	35円87銭
A，B，C，D，EおよびFの合計をこえA，B，C，D，E，FおよびGの合計までの1キロワット時につき	28円90銭
上記をこえる1キロワット時につき	28円85銭

A＝その1月の使用電力量のうち、本則4（契約種別および需給契約料金）(3)ニ(㍑) aのうち夏季料金が適用される使用電力量

B＝その1月の使用電力量のうち、旧料金表本則4（契約種別および需給契約料金）(3)ニ(㍑) aのうち夏季料金が適用される使用電力量

C＝その1月の使用電力量のうち、本則4（契約種別および需給契約料金）(3)ニ(㍑) aのうちその他季節料金が適用される使用電力量

D＝その1月の使用電力量のうち、旧料金表本則4（契約種別および需給契約料金）(3)ニ(㍑) aのうちその他料金が適用される使用電力量

E＝その1月の使用電力量のうち、本則4（契約種別および需給契約料金）(3)ニ(㍑) bおよびcの電力量料金が適用される使用電力量

F＝その1月の使用電力量のうち、旧料金表本則4（契約種別および需給契約料金）(3)ニ(㍑) bおよびcの電力量料金が適用される使用電力量

G＝その1月の使用電力量のうち、本則4（契約種別および需給契約料金）(3)ニ(㍑) dの電力量料金が適用される使用電力量

d 再エネおあずかりプラン〔スタンダードS〕または再エネおあず

かりプラン [スタンダードL] の場合

Aまでの1キロワット時につき	40円54銭
AをこえAおよびBの合計までの1キロワット時につき	40円49銭
AおよびBの合計をこえA，BおよびCの合計までの1キロワット時につき	36円45銭
A，BおよびCの合計をこえA，B，CおよびDの合計までの1キロワット時につき	36円40銭
A，B，CおよびDの合計をこえA，B，C，DおよびEの合計までの1キロワット時につき	29円85銭
上記をこえる1キロワット時につき	29円80銭

A＝その1月の使用電力量のうち、本則4（契約種別および需給契約料金）(4)ハ(㍑)または(5)ハ(㍑)の電力量料金のうち300キロワット時をこえる1キロワット時当たりの電力量料金が適用される使用電力量

B＝その1月の使用電力量のうち、旧料金表本則4（契約種別および需給契約料金）(4)ハ(㍑)または(5)ハ(㍑)の電力量料金のうち300キロワット時をこえる1キロワット時当たりの電力量料金が適用される使用電力量

C＝その1月の使用電力量のうち、本則4（契約種別および需給契約料金）(4)ハ(㍑)または(5)ハ(㍑)の電力量料金のうち120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される使用電力量

D＝その1月の使用電力量のうち、旧料金表本則4（契約種別および需給契約料金）(4)ハ(㍑)または(5)ハ(㍑)の電力量料金のうち120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される使用電力量

E＝その1月の使用電力量のうち、本則4（契約種別および需給契約料金）(4)ハ(㍑)または(5)ハ(㍑)の電力量料金のうち最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用さ

れる使用電力量

- e 再エネおあずかりプラン [スマートライフS] , 再エネおあずかりプラン [スマートライフL] または再エネおあずかりプラン [スマートライフプラン] の場合

Aまでの1キロワット時につき	35円81銭
AをこえAおよびBの合計までの1キロワット時につき	35円76銭
AおよびBの合計をこえA, BおよびCの合計までの1キロワット時につき	27円91銭
上記をこえる1キロワット時につき	27円86銭

A=その1月の使用電力量のうち、本則4（契約種別および需給契約料金）(6)ニ(ロ) a , (7)ニ(ロ) a または(8)ニ(ロ) a の電力量料金が適用される使用電力量

B=その1月の使用電力量のうち、旧料金表本則4（契約種別および需給契約料金）(6)ニ(ロ) a , (7)ニ(ロ) a または(8)ニ(ロ) a の電力量料金が適用される使用電力量

C=その1月の使用電力量のうち、本則4（契約種別および需給契約料金）(6)ニ(ロ) b , (7)ニ(ロ) b または(8)ニ(ロ) b の電力量料金が適用される使用電力量

ロ 標準買取料金

標準買取料金は、当該受給契約におけるその1月の受給電力量からイ(イ)のおあずかりサービス電力量を差し引いた電力量および次の買取料金率により算定いたします。

1キロワット時につき	8円50銭
------------	-------

3 5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置

- (1) 再エネおあずかりプラン [時間帯別電灯 (夜間8時間型)] , 再エネおあずかりプラン [時間帯別電灯 (夜間10時間型)] または再エネおあずかりプ

ラン〔季節別時間帯別電灯〕として電気の供給を受け、この料金表の実施の際現に旧料金表附則 3（5 時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）の適用を受けている場合または時間帯別電灯（夜間 8 時間型）もしくは時間帯別電灯（夜間10時間型）の附則 3（5 時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）または季節別時間帯別電灯の附則 2（5 時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）の適用を受けている場合に適用いたします。

- (2) (1)の適用を受けている夜間蓄熱式機器について、毎日午前 1 時から午前 6 時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断していただきます。

別 表

1 買 取 料 金

買取料金は、次のとおり算定いたします。なお、買取料金はおあずかり買取料金および標準買取料金の合計といたします。

(1) おあずかり買取料金

おあずかり買取料金は、おあずかりサービス電力量およびおあずかりサービス料金率によって算定いたします。ただし、おあずかり買取料金は、おあずかりサービス電力量に需給約款別表 2（燃料費調整）(1)ハを適用して算定される燃料費調整額を加えたものといたします。

イ おあずかりサービス電力量

おあずかりサービス電力量は、その 1 月の使用電力量、その 1 月の受給電力量および次のおあずかりサービス上限電力量のうちいずれか小さい値といたします。

おあずかりサービス上限電力量	250キロワット時
----------------	-----------

ロ おあずかりサービス料金率

おあずかりサービス料金率は、当該需給契約の契約種別によって次のとおりといたします。

(イ) 再エネおあずかりプラン〔時間帯別電灯（夜間 8 時間型）〕の場合

A までの 1 キロワット時につき	43円67銭
A をこえ A および B の合計までの 1 キロワット時につき	39円15銭
A および B の合計をこえ A, B および C の合計までの 1 キロワット時につき	31円85銭
上記をこえる 1 キロワット時につき	28円90銭

A＝その 1 月の使用電力量のうち、本則 4（契約種別および需給契約料金）(1)ニ(ロ) a の電力量料金のうち 230 キロワット時をこえる 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される使用電力量

B＝その1月の使用電力量のうち、本則4（契約種別および需給契約料金）(1)ニ(ロ) a の電力量料金のうち90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される使用電力量

C＝その1月の使用電力量のうち、本則4（契約種別および需給契約料金）(1)ニ(ロ) a の電力量料金のうち最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される使用電力量

(ロ) 再エネおあずかりプラン〔時間帯別電灯（夜間10時間型）〕の場合

Aまでの1キロワット時につき	46円76銭
AをこえAおよびBの合計までの1キロワット時につき	41円81銭
AおよびBの合計をこえA、BおよびCの合計までの1キロワット時につき	33円83銭
上記をこえる1キロワット時につき	29円04銭

A＝その1月の使用電力量のうち、本則4（契約種別および需給契約料金）(2)ニ(ロ) a の電力量料金のうち200キロワット時をこえる1キロワット時当たりの電力量料金が適用される使用電力量

B＝その1月の使用電力量のうち、本則4（契約種別および需給契約料金）(2)ニ(ロ) a の電力量料金のうち80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される使用電力量

C＝その1月の使用電力量のうち、本則4（契約種別および需給契約料金）(2)ニ(ロ) a の電力量料金のうち最初の80キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される使用電力量

(ハ) 再エネおあずかりプラン〔季節別時間帯別電灯〕の場合

Aまでの1キロワット時につき	43円98銭
AをこえAおよびBの合計までの1キロワット時につき	40円49銭
AおよびBの合計をこえA、BおよびCの合計までの1キロワット時につき	35円92銭
上記をこえる1キロワット時につき	28円90銭

A＝その1月の使用電力量のうち、本則4（契約種別および需給契約料金）(3)ニ(ロ) a のうち夏季料金が適用される使用電力量

B＝その1月の使用電力量のうち、本則4（契約種別および需給契約料金）(3)ニ(ロ) a のうちその他季料金が適用される使用電力量

C＝その1月の使用電力量のうち、本則4（契約種別および需給契約料金）(3)ニ(ロ) b および c の電力量料金が適用される使用電力量

(ニ) 再エネおあずかりプラン〔スタンダードS〕または再エネおあずかりプラン〔スタンダードL〕の場合

Aまでの1キロワット時につき	40円54銭
AをこえAおよびBの合計までの1キロワット時につき	36円45銭
上記をこえる1キロワット時につき	29円85銭

A＝その1月の使用電力量のうち、本則4（契約種別および需給契約料金）(4)ハ(ロ)または(5)ハ(ロ)の電力量料金のうち300キロワット時をこえる1キロワット時当たりの電力量料金が適用される使用電力量

B＝その1月の使用電力量のうち、本則4（契約種別および需給契約料金）(4)ハ(ロ)または(5)ハ(ロ)の電力量料金のうち120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される使用電力量

(ホ) 再エネおあずかりプラン〔スマートライフS〕，再エネおあずかりプラン〔スマートライフL〕または再エネおあずかりプラン〔スマートライフプラン〕の場合

Aまでの1キロワット時につき	35円81銭
上記をこえる1キロワット時につき	27円91銭

A＝その1月の使用電力量のうち、本則4（契約種別および需給契約料金）(6)ニ(ロ) a，(7)ニ(ロ) a または(8)ニ(ロ) a の電力量料金が適用される使用電力量

(2) 標準買取料金

標準買取料金は、当該受給契約におけるその1月の受給電力量から(1)イのおあずかりサービス電力量を差し引いた電力量および次の買取料金率により算定いたします。

1キロワット時につき	8円50銭
------------	-------

(3) その他

イ 当該需給契約または当該受給契約の廃止にともない日割計算する場合等におけるお客さまのその1月の需給契約料金は、本則4（契約種別および需給契約料金）(9)に定めるおあずかりサービス料金を除いた需給契約料金とし、当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して本則4（契約種別および需給契約料金）(9)に定めるおあずかりサービス料金を除いた需給契約料金を立替えさせる方法により当社が指定する金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただきます。

なお、この場合の当該受給契約の買取料金については、(1)によらず、その1月の受給電力量に(2)に定める買取料金率を乗じた金額を、当社はお客さまが指定する金融機関の指定口座に振込みによって支払います。また、その1月の受給電力量に(2)に定める買取料金率を乗じた金額の支払いは、当社がその金融機関に振込みをしたときになされたものとしたします。

ロ 当該需給契約を廃止した後の当該受給契約については、受給契約要綱によるものとしたします。

2 日割計算の基本算式

- (1) 基本料金または最低月額料金を日割りする場合の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

- (2) 電力量区分を日割りする場合の基本算式は、次のとおりといたします。

なお、イ、ロおよびハによって算定された第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

イ 再エネおあずかりプラン〔時間帯別電灯（夜間8時間型）〕の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 90 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、昼時間における使用電力量のうち、最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 230 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

－第1段階料金適用電力量

なお、第2段階料金適用電力量とは、昼時間における使用電力量のうち、90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ 再エネおあずかりプラン〔時間帯別電灯（夜間10時間型）〕の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 80 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、昼時間における使用電力量のうち、最初の80キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 200 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} - \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、昼時間における使用電力量のうち、80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ハ 再エネおあずかりプラン〔スタンダードS〕または再エネおあずかりプラン〔スタンダードL〕の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 300 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

$$- \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、昼時間における使用電力量のうち、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (3) (1)および(2)にいう暦日数は、需給契約料金および買取料金の算定期間の始期の属する月の日数といたします。なお、本則7（需給契約料金および買取料金の算定）(1)イの場合で、日割計算対象日数が暦日数を上回るときの日割計算対象日数は暦日数といたします。